

平成29年度

手をつなぐ育成会運営補助金

評価表 NO.

12

所管部課名	障害・社会福祉課		担当者	吉永				
事務事業名	一般障害者自立支援事業							
根拠法令	手をつなぐ育成会運営補助金交付要領							
補助経過年数	21年以上							
平成29年度 予算額	600 千円	国県支出金 千円	一般財源 600 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	研修事業の開催回数及び参加者数		15回		平成34年度			
成果指標②	研修事業の開催回数及び参加者数		1,200名		平成34年度			
補助対象者	薩摩川内市手をつなぐ育成会							
補助対象経費	・組織の運営に要する経費（役員報酬、食糧費及び慶弔費を除く。） ・研修事業等に要する経費（食糧費を除く。）							
補助対象事業・活動の内容	組織の運営及び研修事業等の実施							
	分類	☐ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☒ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数切捨て）以内							
上記項目の積算方法								
補助を受ける事業（団体）等の状況	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	616,487	46.2%	604,193	45.5%	612,566	46.6%
		会費収入	234,990	17.6%	243,700	18.3%	253,150	19.2%
		事業収入	181,497	13.6%	169,493	12.8%	164,416	12.5%
		寄付金・その他助成	200,000	15.0%	191,000	14.4%	195,000	14.8%
		市補助金	600,000	45.0%	600,000	45.2%	600,000	45.6%
		雑収入	46,801	3.5%	64,525	4.9%	45,388	3.5%
		（前年度繰越金）	70,447	5.3%	59,648	4.5%	57,428	4.4%
		計	1,333,735	100.0%	1,328,366	100.0%	1,315,382	100.0%
	支出	事業費	747,747	56.1%	883,253	66.5%	830,078	63.1%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費	306,640	23.0%	167,985	12.6%	181,245	13.8%
		負担金	219,700	16.5%	219,700	16.5%	219,700	16.7%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）	59,648	4.5%	57,428	4.3%	84,359	6.4%
		計	1,333,735	100.0%	1,328,366	100.0%	1,315,382	100.0%
	支出計/前年度支出計				99.6%		99.0%	
	自己資金/前年度自己資金				98.0%		101.4%	
翌年度繰越金/市補助金		9.9%		9.6%		14.1%		
交付件数		1件		1件		1件		
成果指標の推移①		11回		11回		15回		
成果指標の推移②		1,907名		1,082名		1,236名		
特記すべき事項等	【前回評価】 見直しの上で継続：縮小 ・補助金交付先の団体について、分母となる対象者数に比べて分子の会員数が少ない団体が見受けられる。より有意義な活動になるよう加入促進を図りたい。 ・補助金について、市からの補助金と社会福祉協議会からの補助金の2つの流れがある。市からの団体への流れに一本化できないか検討されたい。 ・社会福祉協議会の助成金は共同募金配分金であり、一本化はできない。							
	【前回評価への回答】 ・会員加入促進について、会員の高齢化が進み、新規加入は少ない状況である。 ・ふれあい障害者福祉大会等多くの研修活動等を実施し、施設利用者の保護者に対し育成会の活動をPRし、会員募集につながるよう努力されている。							
	【その他】 ふれあい障害者福祉大会の業務委託について、適切に実施されている。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	B	研修会やスポーツ大会への参加、文集の発行等、知的障害者の福祉増進に資する活動を行っている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	B	②に該当する。 育成会の行う事業が知的障害者とその家族の福祉増進に資するものであるため、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	B	例年、積極的に自主事業を企画・実施し多くの参加者を得ており、障害者福祉の増進に寄与している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	障害のある当事者とその家族としての立場から、より適切な事業実施が行われている。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	活動内容に照らし、妥当な水準と認められる。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	「愛のひとしづく運動」として物販活動やバザーへの参加等に取り組んでおり、事業収入が今後増加すれば、半永続的、固定的な補助にはならないと見込まれる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	育成会の行う事業が知的障害者とその家族の福祉増進に資するものとなっている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	B	育成会の行う事業やその運営の支援に補助が妥当な手段と考える、事業収入もあり補助金額には縮小の余地がある。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	B	補助目的に合致し、妥当なものである。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ☐現状のまま継続 ☒見直しの上で継続 ⇒今後の方向性☐拡大 ☐他の補助金と統合 ☐補助内容の改善 ☒縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止 〈上記方向の理由〉 自主財源の確保に努められ、補助金額には縮小の余地があるが、育成会の運営には継続した支援が必要であるため、見直しの上で継続するが、縮小とした。	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ ☐高い ☐低い 必要性 ⇒ ☐高い ☐低い 有効性 ⇒ ☐高い ☐低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐高い ☐低い
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉 補助金額の縮小に向けての協議を育成会と行っていく。		〈今後の改革の方向性〉 ☐現状のまま継続 ☐見直しの上で継続 ⇒今後の方向 ☐拡大 ☐他の補助金と統合 ☐補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止 〈まとめ〉

手をつなぐ育成会運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる手をつなぐ育成会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 手をつなぐ育成会運営補助金に係る補助事業等は、知的障害者の福祉の増進に資するものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 手をつなぐ育成会運営補助金の額は、次条に定める経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）以内とする。

(補助対象経費)

第4条 手をつなぐ育成会運営補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費について交付する。

- (1) 組織の運営に要する経費（役員報酬、食糧費及び慶弔費を除く。）
- (2) 研修事業等に要する経費（食糧費を除く。）

(交付の申請)

第5条 手をつなぐ育成会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年6月30日とする。

2 手をつなぐ育成会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会員名簿
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 手をつなぐ育成会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、手をつなぐ育成会運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 手をつなぐ育成会運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

(2) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 手をつなぐ育成会運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、研修事業の開催回数及び参加者数を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 手をつなぐ育成会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 手をつなぐ育成会運営補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。